

生活援助中心型サービスが厚生労働大臣の定める回数以上になる場合の取り扱いについて

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、平成30年10月より、介護支援専門員は居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村への届出が必要となります。

対象サービス

訪問介護の生活援助中心型サービス

※身体介護に引き続き行う生活援助は除く（身体○生活○となっているサービス）

厚生労働大臣の定める回数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

提出書類

- 1 生活援助中心型サービスが厚生労働大臣の定める回数以上になる場合の届出書
- 2 居宅サービス計画書（第1表～第7表）
- 3 基本情報
- 4 アセスメント表

提出期限

居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月末日まで

提出先

高齢福祉室 介護保険グループ